

議案第41号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 改正の趣旨

令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、パートタイム会計年度任用職員の報酬における地域手当相当報酬に関する規定について所要の改正を行う。

また、やまびこ総合支援センター等の通所施設において、療育を担う会計年度任用職員として、新たに「児童指導員」を配置することに伴う所要の改正を行う。

3 実施時期

① 地域手当相当報酬に関する規定の改正

令和7年4月1日施行

② 児童指導員の新設に伴う改正

令和7年4月1日施行

4 改正内容

・地域手当相当報酬

人事院勧告等を受け、正規職員、フルタイム会計年度任用職員等の地域手当の改定に準拠するため、地域手当相当報酬の割合に関する規定を改める。

現状： 100分の10 → 改正後： 100分の8

※附則により、施行日から令和8年3月31日までの間は、100分の9とする。

・児童指導員の新設

福祉職給料表(1)の適用を受ける職種に児童指導員を追加する。また、勤務時間その他の勤務条件を考慮した保育士に対する加算額について、児童指導員にも適用するよう規定を改める。

保育士時差加算： 月額 20,000円

5 影響額

影響額(共済費を除く。) ※ 企業会計を除く

地域手当(相当報酬を含む)の減額による影響額 : 約6,000万円の減額

【具体例】 事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合 計
改正前	<u>182,316</u>	2,187,792	455,790	382,863	3,026,445
改正後	<u>180,658</u>	2,167,896	451,645	379,381	2,998,922
差額	<u>△1,658</u>	△19,896	△4,145	△3,482	△27,523